

学校経営のポイント

二つの“死刑判決”の教育的活用

若井 彌一

二つの死刑判決

3月21日、東京地裁と浦和地裁でそれぞれ死刑判決が下された。

東京地裁の判決では、1999(平成11)年4月、当時、新聞販売店員であった男(現在35歳)が、新聞勧誘で知り合った老女(当時91歳)宅を訪れ、借金を依頼したが断られたため、その老女と老女の次女(当時65歳)を刺殺し、現金を見つけることができないまま逃走したことに對して、「(同棲していたホステス)女性の歡心を買ひ、独占するために(他人の)生命さえもないがしろにする発想は、自己中心的で身勝手極まりなく、犯行は執拗で残虐」(かっこ内は筆者の注)であり、「被告人に有利な事情を考慮しても極刑で臨むほかない」との判断が示された。

判決によれば、この犯行は、被告人が同棲していた女性を勤め先のクラブから辞めさせるための資金を得るためのものであった。

もう一つの浦和地裁判決では、犬猫繁殖業であった男性(現在59歳)と前妻の女性(現在44歳)が1993(平成5)年共謀して3人を殺害し、また男性は加えて、単独でさらに1人を殺害したことに對して、「世上稀にみる極悪非道の犯行。冷酷無慈悲で悪質極まりなく、熟考を重ねたが死刑をもって臨むほかない」との裁断が示された。

判決によれば、2人の被告人は、犬の繁殖をめぐる金銭トラブルから、共謀して当時39歳の男性に毒物である硝酸ストリキニーネを詰めたカプセルを飲ませて殺害。また、この事件がらみで暴力団幹部2人を同様に殺害した。また、男性の被告人は、単独で、犬の購入代金をめぐるトラブルから、当時54歳の主婦を毒殺し、その後、共謀して遺体を捨てた

という。

死刑判決から「人の道」を考えさせる

刑法第199条は、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処する」と規定している。かつてはこの一般的な殺人罪の規定に加えて、「自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」という、いわゆる尊屬殺人罪の規定があったが、法の下での平等の趣旨に照らして問題があるとして、1995(平成7)年の刑法一部改正により、この規定は削除された。

しかし、死刑の規定そのものは依然として残されている。死刑制度を廃止すべきであるという主張が一部の研究者や運動団体によって繰り返し行われてきたことは大方の知るところであり、これからも死刑制度の意義をめぐって、死刑判決や死刑の執行などに関連して議論が繰り返されると思われる。

学校でも、今回のような死刑判決が出されたことに関連づけて、ぜひ、自分の身勝手な目的達成の手段として、人を殺してしまうという「人の道」を踏み外した行為について児童・生徒に考えさせ、そのような行為を自制できる認識力と実践力を育てていただきたい。

そのような取組みの徹底がなされてこそ、死刑制度の廃止は現実味を帯びたものとなる。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

...本紙は、全国の小・中・高校等を対象に月2回発行しています(購読料は不要)。本紙が不要の場合は、無料FAX 0120-462-488にてご連絡くだされば、以後の配信はいたしません。研修会等で本紙を複写して使用される場合は、無断コピー禁止の表示にかかわらず可といたします。おおいにご活用ください。

本紙はホームページでも閲覧できます
新しい図書目録出来!ご希望の方に送付します

新刊研修図書 3月27日 第1巻発売! お申込みは書店または直接小社へ 教育開発研究所 刊
『学校講話の話し方・つくり方』(全4巻) 各巻A5判・平均200頁・定価2,310円(税込)

第1巻『児童・生徒への学校講話』【編集】安齋省一(前全日中会長)

研修誌・図書の直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)